

暮らしと自治 くまもと

2020年7月号

第165号(通巻228号)

NPO法人 くまもと地域自治体研究所

熊本市神水1-30-7 コモン神水

TEL & FAX 096-383-3531

<http://www12.ocn.ne.jp/~tjk/index.html>

メール : km-tjk@topaz.ocn.ne.jp

「山里ツーリズム」への模索 —九州脊梁の「日本遺産」登録を見据えて

当研究所理事長 中島 熙八郎 (熊本県立大学名誉教授)

本稿は、『住民と自治』5月号に掲載された論文で、自治体研究社の了解を得て転載したものです。その際、中島熙八郎理事長には加筆をいただいています。

はじめに



標題に記した「山里ツーリズム」^{やまとざと}は、筆者が2000年頃に使いだした言葉です。その契機となつたのは、30数年前の五木村文化財調査の際に出会った出る羽集落です。深い谷沿いの県道から曲がりくねった道を上りきつた小さな扇状地に茅葺を含む10数戸の民家からなる集落です。「これぞ隠れ里」と思ったのですが、もともとは往還（地域間幹線道路）に面していたということでした。その「往還」こそ、後述の「山の道」だったのです。そして、1994～2002年、イタリアはピエモンテ州のアルプス西部山村調査の際に出会った、家畜を移動させるための牧道（オーストリアやフランスに通じる）を復活、ネットワーク化しようとする取組です。大学院時代以来山村調査が多くたのですが、定年間近の8年間、熊本での「山里ツーリズム」の可能性を強く意識するようになりました。

その中身は、九州脊梁地域に点在する小集落



(山里)に、少なくとも1960年代までは存在した「山里の暮らしの体系※1」の一部を再生・資源化し、それらの山里を、再生整備した「山の道※2」を通して巡る新しい性格のツーリズムというものです。そして、その成立を通して、過疎・荒廃に瀕した当地域の森林環境、山里の生活条件を、現代的視点に立って再生、継承する方策を探ることを大きな目的としています。熊本県では、



☆
も
く
じ
☆

「山里ツーリズム」への模索

- 九州脊梁の「日本遺産」登録を見据えて … 中島 熙八郎 … 1～4
- 社会問題の認識の劣化
- 熊本県社協・コロナ特例貸付の「一律線引き」 … 高林 秀明 … 5
- コロナウイルス感染危機の影響 … 篠原 憲一 … 6
- 今こそ財政調整基金の活用を … 戸田 敏 … 7
- 第62回自治体学校・短信・編集後記 … 8

五家荘・五木村・水上村・山都町・美里町、宮崎県では椎葉村を対象地域として想定しています。

当地域におけるツーリズムの概要

すでにこの地域では、①平家伝説等の歴史や、豊かな自然とその季節的变化、山菜や猪・鹿、溪流魚などの料理、神楽などの伝統文化を求める旅行者、②溪流釣り客、③山歩きの登山者などが訪れ、それらを受け入れる民宿等が少なからず存在しています。全体としては、県道や一部林道を使い、車を利用して、いわゆる「観光名所」を巡り、民宿に宿泊して料理を楽しんで帰る①に属するツーリストが大半で、②、③はリピーターです。

当地域における森林環境の現状と問題点、その要因

当該地域では1960年代以降、拡大造林事業、林道開発事業が本格化しました。その林業も1970年代以降、不振に陥ります。また、その他林産物の生産・移出の激減、自給自足経済から現金経済への転換による農林業外の就業機会を求めて



白骨化した広葉樹が集中する尾根筋



山腹崩壊－土砂で埋まった谷

の大量の離村が進みました。拡大造林の結果、森林の多様性、森林資源活用の多様性は大幅に減少し、現在では、一部の狩猟者等を除けば、日常的な周辺山林への入りこみは激減し、その範囲も大幅に縮小されるに至っています。山里に暮らす人々ですら、集落を取り囲む森林環境に対する認識を低下させることになっています。

地域住民、都市住民の山林環境に対する関心・認識が薄れる中、特にこの20数年間、①山腹林道の強引な建設、②鹿による樹木への食害と下草の枯渇による林床の乾燥、酸性雨などによる広葉樹、特にブナの大量枯死、③林業不振から来る、人工林の必要な除間伐の放棄、大規模皆伐と植林放棄等一災害要因が蓄積されてきました。そして、近年の連續した台風や豪雨によって山腹崩壊、その土砂の流入による渓流・河川の河床埋没等の環境の激変が顕在化したのです。

「山の道」の現状

当該地域における牛馬道、人道、木馬道などの「山の道」は、明治末の陸軍測地図によれば、総道路延長の99.5%、1019km²を占めています（0.5%は馬車道）。その後、1950年代まで増加傾向にありましたが、拡大造林事業が本格化する中、車通行可能な林道開削が大幅に進み、1990年代には総延長中の54.2%、1034km²となっています。このように地図上の限りでは「山の道」は、その痕跡を多く残していますが、牛馬道、木馬道は大幅に減少し、ほぼ使われなくなっています。

「五木街道」との出会いから 「山の道」再生へ

熊本県での「山の道」の探索は旧菊鹿町、鹿北町から始まり、旧坂本村日光、五木村内谷集落間の、馬の背に乗って嫁入りした（嫁入り道具は球磨川を船で運んだ）という「五木街道」の探索・確認でした。また、各集落を最短距離で結ぶ「郵便道」があった事も知りました。その後、熊本県水上村、五家荘、五木村、宮崎県椎葉村にまたがる県境（分水嶺周辺）へと調査範囲を拡大していました。

具体的には、水上村江代地区の球磨川源流付近から五家荘の久連子に通じる石楠越や樅木に通じる水上越ルートの探索などです。前者については久連子側から2回、水上側から3回試み、ようや

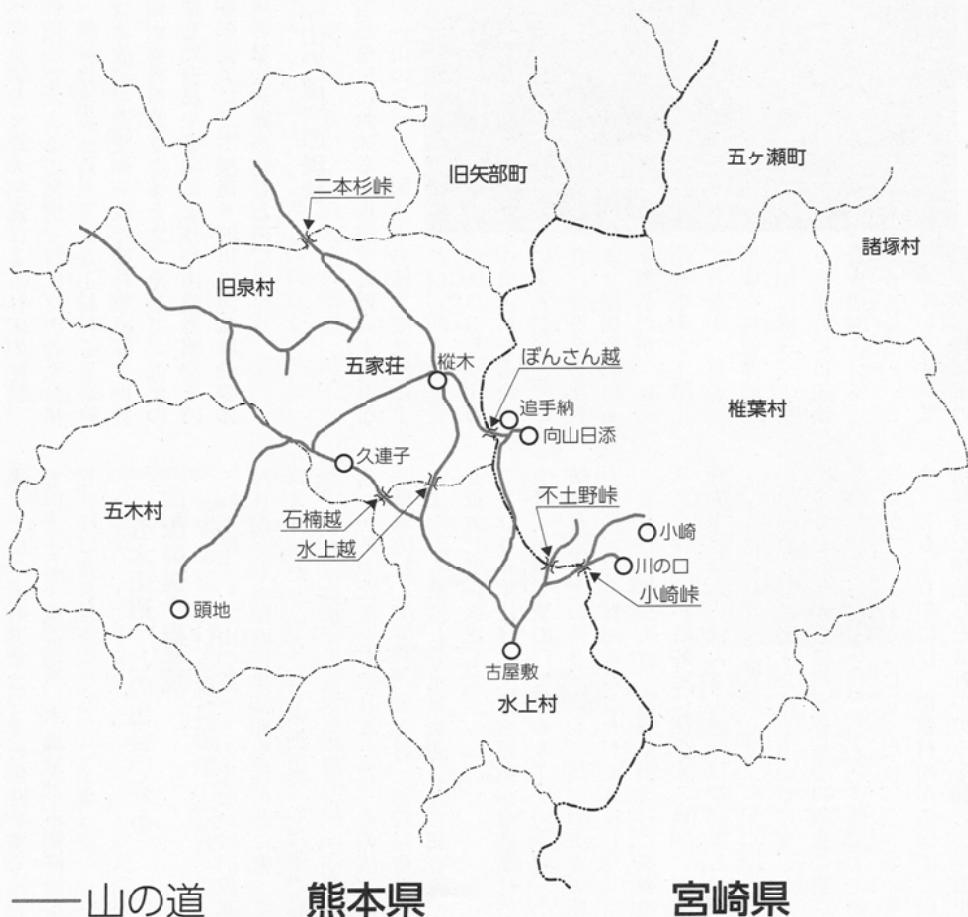


草木に覆われた山の道を、チェーン・ソーや刈払機で拓く（2本の破線の間が道の跡）

く確認ができました。後者については、水上側の「球磨川水源」付近を探索しましたが、水源を含む周辺の崩壊や鹿などの獣害による荒廃など大幅な変容もあり、ルートの確認ができませんでした。この過程で、稜線部付近一帯の樹林の荒廃状況を目の当たりにしたのです。

2006年には水上村古屋敷奥の平畠から椎葉村不土野、小崎、川の口に至るルートの内、小崎峠付近までの約3kmを、地元の方々の協力を得て再生整備することができました。

2007年からは、宮崎県椎葉村に調査の重点



を移し、小崎峠道に関する地域、五家荘樅木と結ぶ「ほんさん越」に関する地域（今も焼畑耕作を継続）等での「山の道」、山里の暮らしに関する調査をつづけました。

2008年からは、五家荘での調査に重点を移し、その中で、五家荘振興会との交流ができるようになり現在に至っています。

2010年には、椎葉村の川の口で、民宿経営を開始した3軒の方々を通して「山里ツーリズム」の考えを伝え、集落のみなさんの協力もいただいて小崎峠から川の口までのルートを再生整備しました。また、川の口の神楽に招かれた機会に、再生したこの道を使って水上村古屋敷から小崎峠を経て川の口まで歩き、夜通しの神楽終了後歩いて戻るという山里ツーリズムの試行もしています。

強い「山の道」への思い

川の口集落では、小崎峠道を通った経験者から、「病人は戸板に乗せ2時間かけて古屋敷に運んだ」、「湯前、水上の祭りには泊りがけで出かけていた」、「人吉で買った自転車をおやじがかついで戻った時はすごくうれしかった」等々、道にまつわる話を多く聞くことができました。五家荘でも同様で、また、仕事から帰る家人のたいまつの火が見える

と夕餉の芋を煮はじめた
という「芋煮坂」など当時の暮らしぶりを偲ばせる地名も多く聞くことができました。今はほとんど使わなくなった「山の道」ですが、それらにまつわる記憶・思いは今も脈々と生き続けているようです。

「日本遺産登録」を加えた現在の取組

定年退職間近、五木村の委託で全世帯調査を基に、ダム無しの五木の復興・再生方策を考える機会を得ました。また、長年、川辺川問題に取組んできた立場から、球磨川水系のダム無し治水計画が進展しないこう着状態

の打破も考えなければなりませんでした。これらのことを通して、「川を治水だけから考えるではなく、山を含め、流域に暮らす人々と深く関わってきた重要な自然・文化環境と捉えるべきだ」と考えるに至りました。

くしくも、山里ツーリズムの対象としてきた地域のかなりの部分は川辺川（五家荘・五木村）、球磨川（水上村）の源流地帯であったのです。そして、重要な独自の文化と歴史を持ったこれらの地域を消滅させてはならないとの思いを一層強くし、「日本遺産登録」という発想が加わりました。

5年のブランクはありましたが、上記した地域のみなさんとのお付き合いは継続していましたので、先ずは五家荘、五木村のみなさんに、改めて日本遺産登録と山里ツーリズムの立ち上げについて話を持ち込みました。

現在は五家荘振興会のみなさんとの話合いや、道づくり作業参加を中心とした取り組みを再開しているところです。また、椎葉村の観光協会への働きかけも始めています。

五家荘では、登山道整備を進め、観光客の入込数を増やしてきましたが、近年、その数が大きく減少し打開策を模索している状況です。そのことから山里ツーリズムと日本遺産登録に対する期待を持っていただいているようです。椎葉村では、特に「山の道」を通した山里ツーリズムに対して強い関心を示されました。両地域間には昔からの関係があり、^{むかいやまとひざえ}上記の「ぼんさん越」は五家荘樅木と椎葉村向山日添を結ぶルートで、この道の再生を両地域共同で行う事で、具体的な連携につながることが期待されるところです。また、五木村との関係では、五家荘久連子から五木村梶原への「山の道」も両地域の連携が期待されるルートです。

おわりに

「仕切り直し」の形となった取り組みは緒に就いたばかりですが、おわりに、このプロジェクトを進める上で留意すべきと考えていることについて述べておきたいと思います。

先ず「日本遺産登録」についてです。この登録手続きは当該市町村、複数にわたる場合は都道府県が行うことになっています。私の経験では、「行政主導」では制度の枠組みに拘泥した形式重視のものになりかねないという懸念があります。したがって、地域住民が主体的に自信を持って

「中身」を作り上げることを最優先し、最後の手続きの段階で行政の手を借りるという進め方を大事にしたいと考えています。

次に、山里ツーリズムについてです。

①マンパワーを考慮しながら出来るだけ多くの起終点を設定し、全域をカヴァーし、登山道ともつながる多様なルートを設定する。②域内各地のお祭り、伝統芸能、季節ごとの風景などと組み合わせ、山里の自然・歴史・伝統等も共に体験し味わえる広がりを持たせる。③山や川の荒廃した状態を、来訪者が身をもって体験し考える機会を提供する。④過剰な来訪は避け、「お客様」扱いはせず、「人間同士の交流」の原点を大事にする一等々です。

今後は五家荘、椎葉村、五木村を中心にしながら、山都町、水上村、美里町に広げて行くとともに、地域への経済効果もたらす仕組みや山里ツーリズムに対する需要の在り様についてもみなさんと考え研究していきたいと思っています。

【注】

※1 「山里の暮らしの体系」

焼畑による雑穀（稗、粟、黍、そば等）・豆類、野菜、山茶の生産。家禽の飼育と狩猟・漁労による動物性たんぱく質生産が自給の基本となる。加えて小豆、茶、椎茸、筍、杉・桧・檜・櫻等の建築用材、薪炭、動物の毛皮、和紙原料や枕木、坑木、バット、下駄材、接着剤（とりもち）、砥石等の原材料を生産し、それらを町場や他集落に移出して、当該地域内では確保できない様々な物資—米、塩、味噌、醤油、焼酎、海産物などの食料品、薬、衣類等—を得ていた。

※2 「山の道」

町場、あるいは集落間の交易・交流の手段として使われていた①馬や牛の背に荷を積んで運ぶ「駄賃付け（取り）の道」、②人が荷を背負って運ぶ「人道」、③建築用材を伐りだす「木馬道」（檜の木製の橇（木馬）で、伐採した木材を集材場まで人力で下すための木道）などがある。その他では僧侶が檀家の集落を巡るための「ぼんさん道」、郵便配達人が通う「郵便道」などもあった。当然これらの道は仕事を求めて通う道でもあり、婚姻関係を繋ぐ道でもあった。レクリエーションのための「登山道」とは異なる山の生活道。

社会問題の認識の劣化 —熊本県社協・コロナ特例貸付の「一律線引き」

当研究所副理事長 高林 秀明（熊本学園大学教授）



政府は、3月末、新型コロナウイルスの影響による収入減少への最初の対策として、生活福祉資金貸付制度のコロナ特例を打ち出しました（3月25日受付開始、10万円～80万円の貸付）。

多くの人たちが申請を始めると、

熊本県社会福祉協議会（以下、熊本県社協）が過去の貸付の返済に滞納がある人たちを一律に不受理としていることが表面化しました。そこには4年前の熊本地震の直後に緊急小口資金（10万円）を借りて滞納している6,523人も含まれていました。

厚生労働省は、全国の都道府県社協に対して何度も事務連絡を送り、「著しく不誠実な場合を除いて」個別に相談に応じて審査するように示していました。私が47都道府県社協の担当者に電話で滞納者への対応を調査した結果、熊本県社協と同様の一律不受理は他に3県だけでした。ほとんどの都道府県社協は、収入が減って生活に困っている人たちの立場で厚労省の文書を解釈し、過去の滞納状況や償還能力を確認はしても、現在の収入と生活の状況に基づいて貸付を決定していました。

「過去の返済を全くしていない人にも貸し付けています」「滞納がある方と再度つながって支援できるチャンスだと思っています」と話した職員もいました。

熊本県社協に一律不受理の理由を尋ねると「滞納者に貸付すれば完済した人の公平性を欠く」という回答でした。熊本地震で廃業しコロナの影響で失業し手持ち金が底をついた60代の男性も滞納を理由に不受理でした。「熊本市生活と健康を守る会」や県会議員、国会議員等による改善を求める運動が熊本県社協を動かし、5月20日に「一律線引き」はようやく撤廃されました。しかし、当初滞納を理由に不受理となった方々が再申請しましたがやはり不承認となっています。内部の審査基準は変わっていないようです。

滞納者の一律線引きはどこに問題があるのでしょうか。



熊本地震被災者らが「滞納要件の撤廃を求める要望書」を県社協に提出(4月28日)

まず、一人ひとりの生活実態を見ようとしないことです。個々人の尊厳と生活実態こそが社会福祉の出発点です。収入が減った人たちの声を聴くことなく一律不受理とすることは、人権と社会正義の原理を基礎とする社会福祉実践の倫理にも反しています。貸付制度とはいえ、滞納せざるを得なかった生活状況を理解して、完済者との公平性よりも、平等な市民としてのかけがえのない尊厳を守ることが優先されるべきです。

もう一つは、滞納は自己責任という認識です。住民が日々の生活費を欠くこと、つまり生活困窮や貧困は、基本的に社会問題として背負わされています。生活福祉資金の貸付制度は困窮（貧困）世帯にも返済を求めており、低所得・貧困への対策としては制度設計自体に問題があります。その証拠に同制度の滞納率（全国）は総貸付額の3割を超えており、生活保護の捕捉率（保護基準以下の収入の人に占める保護受給者の割合）は2割以下であり、約800万人は生活保護から排除されています。その一部を貸付制度で対応させていること自体に無理と矛盾があります。生活保護の給付対象の大幅な拡充こそ必要です。このような社会問題としての貧困の性質、制度の矛盾、生活実態を知れば、滞納者をコロナ特例から排除することはできません。熊本県社協における社会問題の認識の劣化は困窮している人たちの生命にもかかる極めて深刻な問題です。

コロナウィルス感染危機の影響

社会福祉法人 やまびこ福祉会 就労継続支援A型B型 ゴー・スロー 施設長 篠原 憲一

障害のある方たちが働く場としての法内（障害者総合支援法）事業として、就労継続支援事業（A型・B型）があります。A型は雇用契約を結び、4時間以上の就業が義務付けられています。B型は非雇用のため就業時間に縛りはありませんが、雇用契約を結んでいないのでその労働はあくまでも訓練という位置づけで、給料は賃金ではなく工賃ということになります。事業所内で利用者の工賃・賃金は就労支援会計という会計単位で分けられ、事業所の運営とは切り離して計算されます。熊本でも多くの事業所がパンやクッキーなどを製造してイベントでの出店販売や支援学校や病院へ訪問販売していたのですが、今回のコロナ禍の影響によりイベントはすべて中止になり、訪問販売先からは訪問自体を拒否されたため、売り上げは大打撃を受けました。私の事業所では豆腐を製造して売っていますが、4月以降の売り上げは昨年12月比で約15万円の減収でした。さらに施設外就労として企業に赴いて仕事をさせてもらっていたのですが、就業先の企業が休業してしまったため約10万円の減収。豆腐の減収と合わせて約25万円分の減収になり、利用者の賃金・工賃支払いに大きなダメージを受けました。

4月に熊本市の障がい保健福祉課へ窮状を訴え、利用者の就労支援会計への援助として利用者が作成した布マスクの買い上げや、買い上げた布マスクの配達業務、市役所庁舎地下での販売会の開催などの協力を要請し、承諾してもらいました。一定の効果はありましたし大変ありがとうございましたが、コロナ禍以前の売り上げ回復とまでは言い難い状況です。

また休業補償に関して、A型は雇用契約を結んでいるため事業所が休業した場合、申請すれば利用者も雇用調整助成金の対象になるのですが、B型で働く利用者は雇用契約がないため労働者として認められず、事業所が休業した場合は単に工賃収入が無くなるという事態に陥りました。そのような事態を受けて京都市では、「就労継続支援B



やまびこ作業所 布マスク作業風景

型工賃補填補助金」の制度を設立し、B型で働く利用者の工賃補償をしています。さらに京都府全体でも同じ制度設立を目指しています。

一方で、事業所の運営に関する費用は利用者を1日に何名受け入れたかで事業所が受け取れる額が決まります（日割り給付）。これもコロナウィルス感染予防のため利用者が通所・通勤しなくなった場合の対応として厚生労働省からの事務連絡の解釈について同じく熊本市障がい保健福祉課と交渉しました。当初は「利用者宅へ職員が赴いて支援しなければ認めない。」「利用者が自宅で何かしら訓練や作業をしていないと認めない。」との見解でしたが、交渉により「熊本市が認める事例であれば、電話での健康観察で記録を残していれば支援したと認める。」ということになりました。

熊本地震でも感じましたが、災害や今回のような感染症により社会が混乱した時には普段から困難な立場にいる方たちや制度的に遅れている分野がより困難な状況に陥ります。行政はこれを教訓にして、困っている人へのスピード感のある支援を転回していただきたいし、私たちはすぐさま状況を科学的に把握して要望を上げていくことが求められていると感じました。

今こそ財政調整基金の活用を

当研究所理事 戸田 敏

新型コロナウイルスの感染拡大は、地域の経済と暮らしに深刻な影を落としている。そのなかで、国、県の段階だけでなく、市町村においても、地域経済と住民の暮らしを守るための創意ある取り組みが行われている。

身近な要求を取り上げた独自の支援対策

新聞報道等によれば、玉名市は、新型コロナウイルスの影響で売り上げが減少している市内事業者の中、国の持続化給付金の対象にならない事業者に支援金を交付することを明らかにしている。飲食店と宿泊施設への支援金給付に続き、第2弾の独自支援策である。このほか、児童扶養手当の受給世帯に一人1万円を給付する生活支援も示している。

上天草市は、売り上げの減った市内事業者に独自の事業継続支援助成金で、対象を旅客運送業や卸売・小売業、生活関連サービス業にも広げている。芦北町では、大学生等への支援金や国民健康保険税の減免など独自の支援策を決定している。水上村議会では、売り上げが激減した村内の事業者に最大100万円の事業継続給付金を交付するなどとした独自の緊急経済対策費を可決している。

これらの緊急対策で問題となるのがその資金である。玉名市、芦北町はこの支援金に財政調整基金を充当するとしている。

各自治体の積立金（基金）には、地方債の返済を計画的に行うための「減債基金」や、大規模な施設の整備などのために積み立てる「特定目的基金」があるが、これらの中には「財政調整基金」がある。財源に余裕がある年度に積み立てておき、災害など必要やむを得ない理由で財源不足が生じた年度に活用する積立金である。

幸い多くの市町村には財政調整基金がたまっている

右の表は、2018年度の市町村別の財政調整基金とその標準財政規模に対する割合を示している。県平均で20%であるが、最高はあさぎり町の87.5%、これに和水町（71.7%）、産山村（67.0%）等が続き、20%以上が33市町村に上る。総務省自治財政局の「基金の積み立て状況等に関する調査」（平成29年度）によれば、財政調整基金の規模の考え方は、市町村では「5%超10%以下」、「10%超20%以下」が多かったとしている。この自治省調査と比較すれば、県内市町村の多くは、幸いにも財政調整基金を多く保有していることになる。

今こそ財政調整基金の活用を

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、雇用や雇い止め、休業が相次ぎ、生活保護の受給者が急速に増加する兆しがある。今こそ財政調整基金を活用した生活困窮者への支援を急ぐ必要があるのではないか。

2018年度の財政調整基金と

標準財政規模

	財調基金 A	標準財政規模 B	標準規模 比(%) A/B × 100
熊本市	4,779,590	191,279,285	2.5
八代市	2,346,136	32,938,875	7.1
人吉市	277,041	8,827,225	3.1
荒尾市	4,003,531	11,736,127	34.1
水俣市	1,189,512	8,089,885	14.7
玉名市	5,715,658	17,720,917	32.3
山鹿市	6,592,044	16,896,765	39.0
菊池市	6,007,529	14,688,024	40.9
宇土市	2,818,959	8,526,008	33.1
上天草市	4,190,369	10,478,028	40.0
宇城市	7,634,322	17,154,569	44.5
阿蘇市	1,546,924	9,355,363	16.5
天草市	9,697,706	31,551,412	30.7
合志市	3,443,843	12,340,050	27.9
美里町	1,856,248	4,200,697	44.2
玉東町	425,970	1,889,992	22.5
南関町	790,697	3,317,697	23.8
長洲町	492,304	4,191,634	11.7
和水町	3,064,228	4,275,773	71.7
大津町	2,575,454	7,723,179	33.3
菊陽町	2,015,305	8,614,482	23.4
南小国町	761,758	2,185,215	34.9
小国町	521,235	3,240,226	16.1
産山村	728,439	1,086,448	67.0
高森町	1,400,716	2,740,281	51.1
西原村	1,372,162	2,531,342	54.2
南阿蘇村	1,223,169	4,802,661	25.5
御船町	740,867	4,481,570	16.5
嘉島町	1,611,836	2,612,140	61.7
益城町	1,118,820	7,136,299	15.7
甲佐町	875,791	3,421,960	25.6
山都町	1,002,645	7,242,622	13.8
氷川町	2,205,221	4,086,746	54.0
芦北町	1,433,645	6,066,613	23.6
津奈木町	678,876	1,929,552	35.2
錦町	1,400,276	3,230,374	43.3
多良木町	1,076,653	3,908,823	27.5
湯前町	878,846	1,863,945	47.1
水上村	818,509	1,693,477	48.3
相良村	1,231,709	2,093,086	58.8
五木村	610,070	1,289,706	47.3
山江村	907,302	1,852,984	49.0
球磨村	1,111,060	2,193,688	50.6
あさぎり町	5,589,118	6,384,579	87.5
芦北町	583,316	3,325,934	17.5
合 計	101,345,409	507,196,258	20.0

第62回自治体学校 Zoom分科会・講座等

新型コロナの拡大に伴い、7月に予定されていた「第62回自治体学校in広島」の代替措置として、「Zoomミーティング」を使っての分科会・講座が実施されます。

環境が整えば、熊本において全国の事例を学び交流することができます。奮ってご参加ください。

1. 企画の概要

- ①宮本憲一氏の記念講演と岡田知弘氏の緊急報告を、個別にDVDに収録。参加者全員に「分科会・講座テキスト」とあわせて送付。
- ②12の分科会・講座・交流会を「Zoomミーティング」を使って実施。一か所に集まることなく、ご自宅などインターネットに接続するお手許のパソコンやスマートフォンから参加。

2. 日時と定員

8月1日(土)、2日(日)、8日(土)、9日(日)
の10時～正午と午後2時～4時。

定員は、各分科会・講座で先着順50人。

3. 申し込み方法・詳細

自治体問題研究所ホームページ
(<http://www.jichiken.jp/>)

日にち	時間帯		分科会・講座のタイトル	助言者 ・講師等
8月1日 (土)	10時 ～正午	分科会	公共施設の統廃合、民間委託の現状と対抗軸	中山 徹
	2時 ～4時	講 座	自治体財政の知識と応用	森 裕之
8月2日 (日)	10時 ～正午	分科会	新型コロナウイルス影響にともなう国保改善? 自治体の取り組みと国保運営方針の見直し	長友薫輝
		分科会	災害問題と行政等の役割	磯部 作
	2時 ～4時	分科会	コロナ禍で地域医療は大丈夫か? 424病院リスト、地域医療構想で地域が衰退する	長友薫輝
		講 座	権利としての生活保護を考える	田川英信 横山秀昭
8月8日 (土)	10時 ～正午	分科会	保育——コロナ禍から見えてきたこと	藤井伸生
		分科会	働き方改革と自治体職員——公務の世界のこれまで、いま、これから	黒田兼一 山縣宏寿
	2時 ～4時	分科会	「全世代型社会保障」は何を狙うか 自治体の役割は——新型コロナウイルス感染症対策の実態を踏まえて—	芝田英昭
		分科会	水は人権「水道の目的は憲法25条・生存権の保障」	橋本淳司 近藤夏樹
8月9日 (日)	10時 ～正午	交流会	「まち研」交流会 地域から自治力を育む	山口誠英 長谷博司
	2時 ～4時	分科会	コロナショックと地域経済	大貝健二

より細かな対応が求められる コロナ支援策

新型コロナウイルス感染拡大の危機のなかで、国の役割、自治体の役割が、かつてなく鋭く問われています。新型コロナウイルスは、社会経済活動に広範な制限をもたらし、休業に留まらず大規模な倒産、失業が発生しつつあります。このようなかでいま、県内の各市町村は、事業者や住民への支援策を懸命に模索し実施しています。憲法学者の森秀樹氏は「大事なことは憲法が教えてくれる」と言っています。

憲法には、災害時に多くの国民が直面する「生命」「生存」「生活」というキーワードが明文化されています。憲法25条は、第2項で「国は、全ての生活方面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と定めています。これは、国の役割を補う各自治体にも言えることです。

県独自の「事業継続支援金」の申請数は少ないままに留まっていると報じられています。非正規雇用の雇い止め・解雇は急速に進んでいます。元々所得が低い世帯で、生活がより厳しさを増していると言われます。相談窓口にはシングルマザーの相談が多いと言われています。

懸命に気を遣っていても、住民支援策に市町村格差や不公平感は避けられません。今大事なことは、住民の声を真正面から聞き取ること、市町村職員が、憲法の理念に則って、その先頭に立つことではないかと思います。 理事 戸田 敏



編集後記

新型コロナの影響で、自治体問題研究所の総会も「Zoom会議」に。熊本でも、ノートパソコンに事務所の大型スクリーンを接続し、3名で参加。初の試みも全国の研究所とともに滞りなく終えた。Web会議には長短あるが、宿泊費交通費などの費用削減・移動時間の削減は大きなメリット。TPOで使い分ければ、今回の自治体学校のように新しい活動の展開があるかもしれない(F)